

## 愛川町立中学校に係る部活動の方針

### 本方針策定の趣旨等

- 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行われなければならない。
- 令和4年6月及び8月に、スポーツ庁及び文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示されたことから、国は、平成30年に改定した「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を令和4年12月に全面改定し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を策定した。
- 令和5年3月に神奈川県では、国のガイドライン「I 学校部活動」に則り、「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」が「神奈川県の学校部活動に関する方針」として改定された。
- 町立中学校を所管する愛川町教育委員会では、国のガイドライン及び県の方針に則り、本方針を改定した。

### 1 適切な運営のための体制整備

#### (1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、各学校の教育目標等を踏まえ、学校組織全体で部活動の指導の目標や運営の方針を検討し、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- イ 部活動顧問・部活動指導員は、目標や運営の方針等を踏まえた年間の活動計画(活動日、休養日、参加予定の大会日程等)を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、上記の活動方針や活動計画等を学校便りやホームページ等により周知する。

#### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 部活動は、学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営、指導は校長の適切な管理・指導のもとで行う。
- イ 校長は、活動計画や活動実績の確認等により、各部活動の活動状況を把握し、生徒が安全に部活動を行うとともに、教員の負担が過度にならないように、必要に応じて指導・是正を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 校長及び部活動顧問・部活動指導員は、生徒の心身の健康管理（過度の練習を行うことに起因する障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等も含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策を含む。）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 部活動顧問・部活動指導員は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が様々なリスクを高めること等を正しく理解する。

また、生徒の運動・文化芸術等の能力向上、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上、大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、競技種目や分野の特性等を踏まえた科学的、合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (3) 部活動顧問・部活動指導員は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- (4) 中学校部活動指導者は、上記（1）～（3）を踏まえ、部活動顧問・部活動指導員と協力して指導を行う。

## 3 適切な休養日等の設定

部活動においては、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた日常生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究に示された休養日や活動時間も踏まえ、以下を基準とし、各部活動の実情に合わせ柔軟に休養日を設定することとする。

- ◎学期中は、週あたり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ◎1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

[具体的な運用について]

- ① 平日は放課後の部活動が行われない日を、週あたり少なくとも1日設ける。
- ② 長期休業中は、生徒が終日活動できることから、週休日と同様の扱いとする。
- ③ 各部活動の状況により、大会やコンクール等の時期等の条件が異なるため、統一的・定期的な休養日を設定することは難しいことから、別の日に振り替える等、柔軟に設定する。
- ④ 年間52週と考え、平日及び週休日各52日以上に相当する休養日を設定する。その際、ひと月のうち平日及び週休日にそれぞれ少なくとも1日以上の休養日を設定する。
- ⑤ 長期休業中に終日活動を連続して行う場合は、原則2日までとする。
- ⑥ 長期休業期間中の学校業務停止期間は、原則休養日とする。

#### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

部活動は、性別や障害の有無を問わず、「技能を高めたい」、「有意義な時間を過ごしたい」など、生徒の様々な目的や目標に応じた活動ができるよう、活動環境の整備に努める。

校長は、生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力等により、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、部活動の環境整備に努める。

#### 5 学校単位で参加する大会の見直しについて

学校の設置者及び校長は、部活動が参加する大会等を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や顧問の負担にならないよう、参加する大会等を精査する。

##### 附 則

この方針は、平成30年5月1日から施行する。

##### 附 則

この方針は、令和元年11月1日から施行する。

この方針は、令和6年4月1日から施行する。